

# 山梨県公報

号外第十二号

平成三十一年

三月十三日

水曜日

## 目次

### 人事委員会

- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則及び山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 公安委員会……………二
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………三

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月十三日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵三

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和二十六年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(審査請求書の調査及び不備の補正)

**第五条の二** 人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、審査請求人の資格及び審査請求の期限等について調査し、審査請求書に不備の点があると認められるときは、相当の期限を定めて審査請求人にその補正を命ずることができる。ただし、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないものと認められるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。

第六条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

人事委員会は、前条に規定する調査を行った後、審査請求を受理するか又は却下するかを決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。

一 審査請求をすることができない者によつて行われた審査請求

二 処分に該当しないことが明らか事実について行われた審査請求

三 法第四十九条の三に規定する期間経過後に行われた審査請求

四 審査請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らか請求者によつて行われた審査請求

五 前条に規定する補正命令に従つた補正が行われない審査請求

六 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた審査請求で不備が補正できないもの

2 審査請求が法第四十九条の三に規定する期間経過後にされた場合であつて、そのことにつき天災その他やむを得ない理由があると認められるときは、当該審査請求は、同条に規定する期間内にされたものとみなす。

3 審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便(第二十一条第一項において「郵便等」という。)で提出された場合における法第四十九条の三に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

第六条の三を第六条の五とする。

第六条の二の見出し中「通知義務」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の処分の修正があつたときは、請求人は、直ちに、その審査請求を継続するか又は取り下げられるかを人事委員会に申し出なければならない。

第六条の二を第六条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(取消判決等の確定の通知)

**第六条の四** 人事委員会に係属している審査請求の対象となつてゐる処分を取り消す判決又はその処分の無効を確認する判決が確定したときは、当該審査請求の当事者は、人事委員会にその旨を通知するものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(受理後の却下)

**第六条の二** 人事委員会は、受理した審査請求が、前条第一項後段の規定に基づき却下すべきものであつたことが明らかになつたときは、その審査請求を却下するものとする。

2 前項の規定による審査請求の却下は、裁決により行うものとする。  
第八条の次に次の一条を加える。

(手続の承継)

**第八条の二** 請求人が死亡したときは、相続人その他法令の規定に基づき審査請求を続行すべき者（以下この条において「相続人等」という。）は、請求人の地位を承継する。

2 請求人の地位を承継した相続人等は、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならぬ。この場合において、届出書には、承継を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による届出がされるまでの間に請求人に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 相続人等が二名以上であるときは、そのうちの一名に対する通知その他の行為は、その全員に対してされたものとみなす。

5 相続人等が請求人の地位を承継しない旨を人事委員会に届け出たときは、第一項の規定にかかわらず、相続人等は、請求人の地位を承継しないものとする。

第九条中第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15 人事委員会は、書面審理を終了させる前に、相当の期間において、当事者に書面審理の終了予定日を通知するものとする。

第十條第十四項中「第十五項」を「第十六項」とする。

第十一條第三項中「第九條第十五項後段」を「第九條第十六項後段」とする。

第十四條第十四條の次に次の一条を加える。  
(裁決書の更正)  
**第十四條の二** 人事委員会は、裁決書に計算違い、書き損じその他明白な誤りがある場合には、いつでも、更正することができる。

2 裁決書の更正は、裁決書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付記してすることができないときは、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

第二十一條第一項中「並びに民間事業者による信書の送信に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書便事業者による同條第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」を「等」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第三号**

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月十三日

山梨県人事委員会  
委員長 信田 恵三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中「庁舎管理室長」を「施設整備室長」に改める。

**附則**

この規則は、平成三十一年三月二十日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第四号**

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月十三日

山梨県人事委員会  
委員長 信田 恵三

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一七級の項1中「交通捜査官又は危機管理指導官」を「又は広域捜査官」に改める。

「交通捜査室長」 「広域捜査官」  
に、

別表第七本部の項中「危機管理室長」を 「危機管理室長」  
「広域捜査官」に改める。

**附則**

この規則は、平成三十一年三月二十日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第五号**

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則及び山梨県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。



サイバー犯罪捜	サイバー犯罪対
策	策

を

サイバー犯罪対	サイバー犯罪対	サイバ
策	策	リテイ
査	策	バ

に改め、同表交通指導の部を次のように改める。

ーセキュ	ー犯罪対	ー犯罪捜
------	------	------

交通指導		交通捜査			交通反則	
庶務	指導取締	放置駐車対策	交通捜査第一	交通捜査第二	交通捜査第三	所長補佐
庶務	指導取締	放置駐車対策	交通捜査第一	交通捜査第二	交通捜査第三	交通反則通告

別表第一警備第一の部を次のように改める。

警備第一											
庶務・企画	資料	情報第一	情報第二	情報第三	情報第四	サイバー攻撃・事件	対策第一	対策第二	外事・国際テロ対策		
庶務・企画	資料	情報第一	情報第一	情報第二	情報第三	情報第四	サイバー攻撃・事件	対策第一	対策第二	対策第一	対策第二



